

令和7年度琉球大学法科大学院
A日程 法学未修者コース 入試問題

記述式試験

令和6年9月1日（日曜日）
9時30分～10時15分（45分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 この試験では、**解答用紙2枚**、**下書用紙1枚**を配布しています。試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 解答は、必ず解答用紙に記入し、答案の何枚目であるかを示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 4 解答用紙が足りない場合は、解答用紙2枚目の裏面に記入下さい。
- 5 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、監督者に申し出てください。
- 7 試験終了後、解答用紙を送信してもらいますので、指示があるまで席を立たないでください。
- 8 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題】（配点：45〔〔設問1〕及び〔設問2〕の配点は、1:2〕）

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

（文章については、著作権の関係で当 Web ページには掲載しておりません。）

出典：我妻榮『法律における理窟と人情』（日本評論社、1955）。

〔設問1〕（配点：15点）

1から3を前提として、下線部①において、筆者が考える「法律家の任務」について、分かりやすく説明しなさい。

〔設問2〕（配点：30点）

下記の【設例】における下線部②について、高齢者C、少女Aの何れの主張が正しいか。4から7に示される筆者の考え方に沿った上で、【設例】で示された事実関係に着目して、説得的に回答しなさい。

【設例】

沖縄県那覇市は、様々な年齢の子どもの遊び場として、また、高齢者の憩いの場として、B児童公園を設置した。B児童公園は、広さが20平方メートルで、その北側は頻繁に車が行き交う幹線道路に面している。公園には柵はなく、歩道を挟んで、幹線道路につながっている。B児童公園では、那覇市により、「ボール遊びは禁止する」という看板が掲げられていた。B児童公園を訪れた少女Aは、フリスビーで遊ぼうとしたところ、②高齢者Cは、上記の看板を示した上、フリスビー遊びは禁止されているとして注意した。これに対し、少女Aは、「フリスビー」は、「ボール」ではないから、B児童公園内で遊ぶことができると反論した。なお、当該フリスビーは、クッション製の素材でできている。

【出題趣旨】

法律家には、一般的確実性が求められるルール（法）を、個別具体的な事案に適用し、適切（妥当）な結果を導く能力が期待されている。この相反する要請は、時として法律家を悩ませる。その悩みに真摯に対峙していくことこそが、法律家を法律家たらしめるための倫理的な要請である。

そこで、法律の意義や法律家に求められる能力を平易な言葉で表現した、我妻榮『法律における理窟と人情』（日本評論社、1955）を素材として、受験者における未修者教育を受くる素養を試すため、多角的な能力を問う設問構成とした。設問1においては、受験者における基礎的な読解力を試すため、文章の論旨を、文章中の表現を用いながら、分かりやすく表現することができるかを問うた。設問2においては、公法規制の必要性を論じた箇所に関連して、法律家に求められる想像力を試した。設問3では、筆者が示す論理的な思考方法に照らして、ルールの趣旨を導いた上で、ルールを具体的事案に適用する力を評価するものであり、文章の理解力、文章読解における素直さ、文章の表現力のほか、法律学修者として求められる基礎的能力を問うよう試みた。

【採点基準】（45点満点）

設問1 合計15点

1 基礎点

- ② 法律には、一般確実性と具体的妥当性を調和させるという要請があること（5点）
- ② 法律家は、一般確実性と具体的妥当性の両方を追求する責務があること（5点）

③一般確実性、具体的妥当性について、分かりやすく表現できていること（5点）

2 裁量点

・採点者において、全体的な論理性や表現方法に工夫が認められると思われる場合には、上限を3点として、裁量点を与える。

・裁量点を加算した場合でも、設問1の上限点数は15点とする。

設問2 合計30点

1 基礎点（小計30点）

② 「ボール遊びは禁止する」とのルールの趣旨を検討する姿勢を示していること（8点）

② ①について、【設例】に記載された、児童公園に関する具体的な事情を踏まえて考察していること（10点）

③ 「フリスビー」の特徴に着目して、ルールの適合性を検討していること（10点）

③ 設問の問いに対する回答を明示していること（2点）

2 裁量点（小計8点）

・採点者において、全体的な論理性や表現方法に工夫が認められると思われる場合には、3点、5点、8点のいずれかの裁量点を与える。

・特に、②、③の論述に際して、複数の視点や理由を挙げている場合は、裁量点の対象になる。

・裁量点を加算した場合でも、設問2の上限点数は30点とする。